



農業委員会だより

— 第65号 —

編集・発行

阿久根市農業委員会

電話 0996-73-1249

令和4年3月16日

農業委員会は 農地の有効活用の 推進に取り組んでいます



主な活動として

○担い手農家等への農地利用の集積

○遊休農地の発生防止解消

○新規参入の促進

に取り組んでおります。

優良農地とされている地域でも、農業者の高齢化に伴う農地の遊休化が問題になっています。そのような中、地域代表者、認定農業者等、農地の所有者、農業委員及び農地利用最適化推進委員、関係機関で「話し合い活動」を行っています。

地域の農業振興の在り方、農地の利用意向について話し合いを行い、農地の遊休化の発生防止について、地域、農業者、関係機関が一体となり農業の振興発展に取り組んでいます。

農地の不法投棄にご注意ください

最近、農業用廃マルチビニール等を、農地の中に埋設したり、廃コンテナなどを投棄している状況が、一部で確認されています。不法投棄は景観を損ない、周辺的环境保全に悪影響を及ぼします。

使用済みの農業用マルチビニール等は、毎年、7月、12月の時期に、阿久根地区、脇本地区で収集を行います。収集時期まで、ご自身の倉庫などに保管するなど、農地の適正な管理をしていただきますようお願いいたします。



農地に関する相談は、農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください

農業委員			農地利用最適化推進委員		
地区	氏名	電話番号	地区	氏名	電話番号
脇本	石原 勇一郎	75-2973	脇本	竹原 長政	090-4772-3877
	園田 勇一	75-1460		石原 岩雄	75-1234
	樫八重 玲子	73-1061			
	白濱 和利	75-2954			
折多	久保 秀幸	090-9728-1888	折口, 多田, 赤瀬川	辻 喜久男	090-8762-4552
	田嶋 輝男	75-0954			
鶴川内	高原 熊夫	73-4559	鶴川内	山口 幸春	79-2224
山下	富永 勝志	73-2756	山下, 波留	白肌 正	73-2732
赤瀬川	中野 和徳	79-3555	折口, 多田, 赤瀬川	小田 新一	73-2773
波留	石坂 務	73-1351			
西目	栢 幸三	73-3445	西目, 大川	尾上 進	72-1079
大川	尻無濱 俊幸	74-0680			

【 令和3年実勢賃借料の状況 】

—令和3年1月から令和3年12月分—

大 字	田（水稲：10a 当たり）				畑（甘藷等：10a 当たり）			
	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	5,600 円	10,000 円	3,000 円	14	4,900 円	9,800 円	2,000 円	32
折 口	5,000 円	5,000 円	5,000 円	11	5,000 円	5,000 円	5,000 円	2
多 田	5,200 円	12,000 円	4,600 円	7	11,300 円	60,000 円	3,000 円	6
鶴 川 内	7,000 円	8,500 円	5,000 円	4	7,300 円	14,100 円	5,000 円	9
山 下	11,900 円	12,000 円	11,800 円	2	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1
赤 瀬 川	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1	4,800 円	5,000 円	3,500 円	7
波 留	8,000 円	8,000 円	8,000 円	2	4,800 円	5,000 円	4,700 円	2
西 目	—	—	—	—	5,000 円	5,000 円	5,000 円	11
大 川	—	—	—	—	5,000 円	5,000 円	5,000 円	7
市 全 体	5,800 円	12,000 円	3,000 円	41	5,900 円	60,000 円	2,000 円	77

【施設園芸】（10a 当たり）

大 字	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	53,000 円	69,000 円	44,000 円	3
折 口	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1
鶴 川 内	20,700 円	25,000 円	16,000 円	3
山 下	24,300 円	25,000 円	22,300 円	6
西 目	8,600 円	9,000 円	8,000 円	7
大 川	10,400 円	10,400 円	10,400 円	1
市 全 体	29,200 円	69,000 円	5,000 円	21

注)

- 1 年間に契約された実例を基に記載しており、実例無しの場合は一で表示しております。
- 無償貸与、物納は記載しておりません。（田は、10a 当たり粉 2 俵が一般的でした。）
- 施設園芸については、令和3年12月末で契約中のものを記載しております。
- 金額は、100 円未満を四捨五入した数値で記載しております。

※ 上記の賃借料は参考とし、農地の状況（水利・利便性・傾斜度・有効面積等）を考慮しながら、双方適正な金額を話し合いにより決定してください。

全国農業新聞を購読してみませんか！

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する週刊の農業総合専門誌です。
農業に関する情報が分かりやすいよう解説的にまとめられています。

全国農業新聞の購読などのご相談は、農業委員最適化推進委員、又は農業委員会事務局にお問い合わせください。（毎週金曜日発行・購読料月700円[送料・税込]）



令和4年度 阿久根市農作業賃金等標準額

この金額は目安ですので、農地の条件等により当事者間で、適正な額の話し合いをお願いします。

【一般作業】

〔単位：円〕

作業名等	時間	標準額	付記
重作業	8時間	7,100	賄いなし
軽作業	8時間	6,600	

【作業機械】

〔単位：円〕

作業名等		単位	標準額	付記		
春 の 機 械 作 業	不耕起田荒かき	10a	7,500	①搬入不便な場所は、2割以内加算 ②水田・畑とも20アール以上で基盤整備された圃場は、1割以内減 ③1筆あたりの面積が、5アール未満の場合は5アールとする。 ④農地の条件（水利・便利度・傾斜・有効面積等）によっては、双方で協議する。		
	裏作田荒かき	〃	7,000			
	水	耕起から代かきまで (3回以内)	一毛作		〃	16,000
			二毛作		〃	15,000
	水	耕起のみ	一毛作		〃	8,000
			二毛作		〃	7,000
	田	代かきのみ			〃	8,500
		機械	請負者苗持ち 同時施肥を含まず (苗10a当たり20箱)1箱630円		〃	19,500
			委託者苗持ち		〃	7,000
	植	同時施肥			〃	8,000
		甘藷	うねたて		〃	7,000
	業	マルチ被覆			〃	3,700
		同時マルチ被覆			〃	9,500
	トラクター	畑耕起(耕耘機)			〃	6,500
水田		耕耘	〃	8,000		
	機械作業	耕耘		〃	8,000	
甘藷(堀取りのみ)		〃	5,200			
馬鈴薯(つる切りのみ)		〃	4,000			
馬鈴薯植え付け (種・マルチ本人持・マルチ作業含む)		〃	11,000			
サブソイラー(漕き起こし)		〃	4,200			
パワーディスク(天地返し)		〃	5,300			
作 取 ・ 脱 業 穀	コンバイン (水稲)	グレンタンク式	〃	15,000~ 18,000	運搬は双方の話し合いによる	
		袋詰式	〃	12,000		
		湿田	〃	19,000		圃場の状態により別途加算
	バインダー	〃	10,000	結束ひも・機械等		
業穀	籾(コンバイン袋)		〃	350		
	稲わら・牧草梱包		1袋	7,500	梱包のみ・紐は機械持	
作 防 除	ミスト機(粉・粒剤)		10a	2,100	水稲の基準による農薬は委託者持	
	動力噴霧器(水和剤)		〃	3,200		
	ドローン(薬剤費除く)		〃	3,000		5a以上から
ライムソワー(肥料散布)		〃	2,100			
畔塗機		1m	40~50			
そ の 他	稲わら	掛け干し	10a	9,500	配達料込	
		コンバイン刈り取り		5,000		
	堆肥 (2t車)	完熟 散布料	1台	6,500		
				3,800		

注) 金額については、消費税込みです。

農地の売買，贈与，貸借，転用は許可が必要です

○農地を農地のまま権利移転利用権設定できるのは農業従事者だけ
農地を耕作するために，農地のまま，買入，受贈，借受けなどを行う場合は，
農地法の許可を受ける必要があります。

取得する農地は，

農用地区域内の場合は30アール以上，区域外の場合は1アール以上の
経営面積が必要です。

○農地を農地以外の目的で使用する場合（転用）

事前に農地法の許可が必要です。

- ・住宅，倉庫，店舗，農業用施設（牛舎）等，工場等の建物，資材置場，
再生可能エネルギー発電施設，駐車場，道路，水路，山林
工事の現場事務所を一時的に設置，砂利採取など

※自ら所有する農地に，農業用施設を建てる場合，建物を建築するための面積
（通路か駐車場等を含む）が200㎡未満であれば転用許可は不要ですが，
届出が必要です。

※営農型太陽光発電施設を建てる場合，一時転用となり，原則として農地で
農作物を営農し，その状況を毎年2月までに報告する必要があります。
また，許可期間は3～10年間です。

※許可なく無断で転用した場合，転用許
可の計画どおりに転用していない場合
などは，工事の中止や原状回復などの命
令，罰金等が科される場合があります。

詳しい内容については，農業委員会事
務局におたずねください。



農業者年金に加入しませんか？

◆加入要件

- ・国民年金1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上60歳未満



◆保険料 月額2万円～6万7千円

通常加入した場合の農業者年金の支給額の試算（保険料月額2万円の場合）

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	年金額（年額）		年金額（月額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	6.3万円	5.3万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	4.2万円	3.5万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	2.5万円	2.1万円	638万円	674万円

◆特徴

- 終身年金。80歳まで死亡の場合、一時金あり
- 要件を満たす39歳までの農業者は保険料の一部助成あり
- 保険料はいつでも見直しできる。何回でも脱退、再加入ができる。
- 60歳まで支払う毎月の保険料は、全額社会保険料控除の対象

※国民年金及び国民年金付加年金（付加保険料月額400円）の納付届出が必要です。

※農業者年金と、国民年金基金及び個人型確定拠出年金（イデコ）は重複加入できません。

所有者が亡くなったら相続登記を行いましょう



農地の相続登記がされず長期間放置すると、誰が管理している土地かわからなくなり、売買や貸し借りの契約が難しくなります。



登記 あなたのため、お子さんやお孫さんのため、地域の人のために、相続登記（所有者の名義変更）をしてください。

相続登記手続きは法務局に申請してください。お近くの司法書士にもご相談できます。



届け出

農地を相続された方は届け出が義務づけられています。

農地を相続された場合、権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内に、農業委員会に届け出る必要があります。登記完了証の写しを添付し、農業委員会へ届出をお願いします。

農業委員会だより第65号 発行 阿久根市農業委員会 編集 阿久根市農業委員会事務局
住所 〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地 電話 0996-73-1249